

## まちの美緑花ボランティアに関する要綱

令和3年4月1日  
建設局長 決定

(目的)

第1条 この要綱は、公園及び街路樹・植樹帯等（以下「公園等」という。）における奉仕活動を行う団体（以下「まちの美緑花ボランティア」という。）を育成し、公園等がまちの美化と健全な地域コミュニティの発展育成の場に資するとともに、市民の公園等に対する愛護精神の啓発を図ることを目的として、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年4月1日神戸市規則第38号）、神戸市地域活動に関する補助金等の交付の手続きに関する要綱（平成28年3月24日）に定めがあるもののほか、まちの美緑花ボランティアが行う活動について必要な事項を定める。

(構成団体等)

第2条 まちの美緑花ボランティアを構成する団体等は次の各号に該当する団体とする。

- (1) 自治会、婦人会、老人会、子供会等の公共的団体を母体とする団体
- (2) 公園等における奉仕活動を行おうとするボランティア団体又はNPO並びに企業内のボランティアグループなど
- (3) その他、市長が適当と認める団体

(対象区域)

第3条 対象区域は建設局が所管する次の各号に該当する区域とする。

- (1) 都市計画法に規定する都市公園（確実に都市公園となるものを含む。）とする。
- (2) 街路樹・植樹帯とは、市が管理し、延長が概ね100メートル以上で（中央分離帯に係るものを除く。）特に市長が認める区域
- (3) その他、市長が適当と認める区域

(活動内容)

第4条 まちの美緑花ボランティアの活動内容は、公園等を清潔で安全に利用できるよう、次の各号に定めるものとする。ただし、第5号ならびに第6号に定める活動内容は別表1に定める。

- (1) 清掃
- (2) 樹木への灌水
- (3) 遊具や施設の破損等の建設事務所への通報、連絡調整
- (4) その他のまちの美緑花ボランティアの目的達成のための必要な活動
- (5) 第1号から第3号を除く公園の美化等に関する活動
- (6) 公園の利用・保全に関する活動

2 第3条第2号に該当する区域を対象とする団体の活動内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 街路樹等周辺の清掃、除草

- (2) 日照りや新植のときの水かけ
- (3) 街路樹等に対する施肥
- (4) 市との連絡調整
- (5) その他街路樹等の管理に必要な活動

(結成手続)

第5条 まちの美緑花ボランティアを結成しようとするときは、「まちの美緑花ボランティア組織結成届」(様式第1号)及びまちの美緑花ボランティア規約を市長へ提出し、結成の承認を受けるものとする。

2 市長は「まちの美緑花ボランティア組織結成届」を受理したときは、速やかに適当な団体かどうかを審査し、適当と認めるときは「まちの美緑花ボランティア組織認定書」(様式第2号)を交付する。

(助成金の額)

第6条 市長は第4条に掲げる活動に対して、助成金として次の各号に該当する額を交付することができる。

- (1) 助成金の年度あたりの額は、「まちの美緑花ボランティア助成金交付基準」(別表1)により算出した額を上限額とし申請することができる。ただし、交付決定後の管理面積の変更等(管理面積の減は除く)は、当該年度助成金に影響しないものとする。
- (2) 第3条第2号のまちの美緑花ボランティアへの助成金については、「まちの美緑花ボランティア助成金交付基準」(別表2)により算出した額とする。
- (3) 上記各号により算出した額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- (4) 年度途中で新たに発足したまちの美緑花ボランティアへの助成金の算出については、活動が確認された月数に応じて月割計算(1月未満の端数切り捨て)によるものとし、算出した額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第7条 まちの美緑花ボランティアが、前条の助成金の交付を申請しようとするときには、次に掲げる書類を市長等に提出しなければならない。

- (1) まちの美緑花ボランティア活動内容申請書(様式第3号)
- (2) 助成金交付申請書(様式第4号)
- (3) 利用保全活動計画書(様式第5号)
- (4) その他、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、市長は前項に規定する書類または記載事項のうち必要がないと認めるものについては、その申請又は書類の提出を省略させることができる。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は前条の交付申請を受け付けた場合には、速やかにその内容を審査したうえで助成金の交付を決定し、その結果を「助成金交付決定通知書」(様式第6号)によりまちの美緑花ボランティアに通知する。

(助成金の請求)

第9条 まちの美緑花ボランティアは、前条の通知を受けたのち、「助成金請求書」(様式第7

号)を、市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条の請求があった時には、速やかに請求者に対し、助成金を交付するものとする。

(活動実績報告)

第11条 まちの美緑花ボランティアは当該年度の活動終了後速やかに、次の各号に定める書類により助成金交付年度の活動実績を市長に提出しなければならない。

- (1) 利用保全活動報告書(様式第5号)
- (2) まちの美緑花ボランティア活動報告書(上半期、下半期)(様式第8号)
- (3) 収支報告書(様式第9号)
- (4) その他、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、市長は前項に規定する書類または記載事項のうち必要がないと認めるものについては、その報告、添付又は記載を省略させることができる。

(届出事項)

第12条 まちの美緑花ボランティアを代表するものは次の各号の一に該当するときは、市長に届け出なければならない。

- (1) 活動内容等を変更するとき(様式第10号)
- (2) まちの美緑花ボランティアを廃止するとき(様式第11号)
- (3) まちの美緑花ボランティア活動を休止するとき(様式第12号)
- (4) まちの美緑花ボランティア活動を再開するとき(様式第13号)

2 まちの美緑花ボランティアの構成団体に変更があった場合は、現に認定されているまちの美緑花ボランティアを廃止し、改めてまちの美緑花ボランティアの認定申請を行うものとする。

(助成金の交付決定の取り消し)

第13条 市長はまちの美緑花ボランティアが次の各号に該当するとき、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 申請内容に事実と異なる記述があったとき
- (2) 助成金を他の目的に使用したとき
- (3) 市長が付した条件又は指示等に従わなかったとき

2 前項の規定は、助成金交付額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定による取り消しをしたときは、まちの美緑花ボランティアに対し、速やかに、その旨を文書により通知するものとする。

(助成金及び物品の返還)

第14条 市長は前条の規定により、助成金の交付決定を取り消された場合で、既にまちの美緑花ボランティアに助成金を交付しているときは、助成金の当該取り消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第12条第1項第2号に基づき廃止する場合で、助成金に残金があるときは、期限を定めて、まちの美緑花ボランティアに助成金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第15条 まちの美緑花ボランティアは、第11条に定める活動報告書等を当該活動の完了、又は廃止の日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(施行細目)

第16条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(旧基準の廃止)

2 この要綱の施行前の公園管理会及び街路樹管理会に関する基準はこれを廃止する。

(経過措置)

3 この要綱施行前に現に活動している公園管理会及び街路樹管理会については、この要綱の施行後においても、この要綱に基づくボランティア組織とみなす。

4 この要綱施行の際、この要綱の助成金算出基準により算出した助成金が、改正前の要綱による公園管理委託費算出基準により算出した委託費の額を上回るときは、改正前の委託費の額を助成額とする。

上記の適用は、基本メニュー(清掃、除草、灌水作業)のみの助成金算出の場合に限り、基本メニューの助成金算出額が改定前の委託金の額を下回るときはこの額に、上回るときは改定前の委託金の額とする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、第6条第1号により算出した額について、平成13年4月1日施行の経過措置の適用を受けていた団体については以下の取り扱いとする。

基本メニュー(清掃、灌水作業)と選択メニュー(除草・草刈作業)を選択した場合は、基本メニュー(清掃、灌水作業)と選択メニュー(除草・草刈作業)の助成金の合計算出額が、公園管理委託費算出基準(平成6年5月1日)の委託金の額を下回るときはこの額に、上回るときは委託金の額とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行後も、令和3年度中においては、施行前の様式についても、有効なものとして取り扱うものとする。